独立行政法人産業医学総合研究所資産貸付規程

（目的）
第１条　この規程は、独立行政法人産業医学総合研究所（以下「研究所」という。）の管理する資産の貸付の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

（資産の貸付ができる範囲）
第２条　独立行政法人産業医学総合研究所固定資産管理要領第２６条の規定により、研究所の資産を、その本来の用途又は目的を妨げない限度において研究所以外の者に貸付けることができる範囲は、次の各号に掲げる場合とする。

一　研究所の成果普及、広報等の事務、事業の遂行上その必要性があると認められる場合
二　研究所の事務、事業の一部を研究所以外の者に代行又は委託する場合において、資産の一部を使用させなければ研究所の事務、事業の円滑な運営が図られない場合
三　研究所の職員及びその他研究所に勤務する者（以下「職員等」という。）のため、職員等が直接利用することを目的とする福利厚生施設を設置する場合
四　研究所の施設を公開する場合において、来所者へのサービス等を研究所以外の者に行わせるため、資産の一部を使用させる場合
五　研究所の事務、事業の遂行上その必要性が認められる場合で、職員等又は研究所に来所する多数の者が多大な利便を受けると認められる場合に、現金自動設備を設置する場合
六　運輸事業、水道、電気又はガス供給事業その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められる場合
七　信号機、電柱の設置のように公共的見地からの要請が強い場合において、僅少な面積について使用を認める場合
八　次のいずれかに該当し、使用期間が一時的であり、かつ、使用目的が営利を目的としない場合
（イ）研究所が関連する学会、講演会、研究会等のため使用させる場合
（ロ）施設等の一部を地方公共団体等の主催する催事等に使用させる場合
（ハ）交通事情の見地から警察からの要請があり、土地の一部を駐車場として使用させる場合
（ニ）研究所内の関連設備工事等を行う場合において、土地及び施設の一部を使用させる場合
九　災害若しくはその他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供する場合等、当該資産の使用を認めないことが研究所の立場上又は社会的、経済的見地から妥当でない場合
十　研究所が現に行っている研究と密に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益であると認めた研究所以外の者と共同研究等を行おうとする場合

十一　研究所の研究業務の一部を研究所以外の者に代行又は委託した場合において、資産の一部を使用させなければ研究所の試験研究の円滑な運営が期せられない場合
十二　研究所の技術支援に係る業務の遂行上その必要性が認められる場合

2　前項の取扱いについて、研究所の資産を貸付けるに当たっては、必要最小限度にとどめ、かつ、現状のまま貸付けることとし、貸付の終了に伴い容易に原状回復ができる状態におくことを原則としなければならない。

3　職員等のための厚生施設として貸付ける場合においては、なるべく国家公務員共済組合法に規定する福利及び厚生に関する事業として、共済組合に運営させるように指導するものとする。

（無償貸付）
第３条　研究所の資産は、国、独立行政法人、地方公共団体その他公法人（以下「国等」という。）又は研究所の事務、事業を委託若しくは共同で行う者に貸付ける場合で、次の各号の一に該当する場合は、無償で貸付けることができる。

一　研究所の土地に消防施設、郵便ポスト、公衆電話その他公共のための施設を設置するために資産を貸付ける場合
二　研究所の資産を使用することが、社会的、経済的見地から妥当と認められる場合で、研究所の事業目的と類似した目的をもって設立された国等に貸付ける場合
三　研究所の職員等の福利厚生を目的とする法人その他の団体が、その事業の用に供するために資産を貸付ける場合
四　労働協約の定めにより、労働組合に資産を貸付ける場合
五　研究又は事業を委託若しくは共同で行う場合に資産を貸付ける場合で、当該契約書等に該当資産を無償貸付することができることを記載されている場合

（減額貸付）
第４条　他の法令等の定めにより、研究所が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益であると認めた国等以外の者が行う研究について、当該国等以外の者に対し、貸付料から５割以内を減額した対価で貸付を行うことができる。

（資産の貸付とみなさない範囲）
第５条　次の施設は、研究所の事務、事業の遂行のため、研究所が当該施設を提供するものであるから、この規程でいう貸付とはみなさない。
一　所内建物の管理等に関する委託のように研究所の事務、事業の一部を研究所以外の者に委託した場合において、それらの事務、事業を行うために必要な施設で、研究所の施設を使用させることが契約書等に明記されており、かつ、当該貸付目的以外に研究所の資産を使用しない場合
二　清掃、警備、運送等の役務を研究所以外の者に委託した場合において、それらの役務の

提供に必要な資産
三　研究所の事務又は事業の用に供する物件の工事、製造及び調査のために必要な資産
四　研究所の積極的要請及び研究所自らが第三者に施設等を使用させる場合
五　その他、独立行政法人産業医学総合研究所理事長（以下「理事長」という。）が必要と認めた場合

（資産の貸付手続き等）
第６条　資産の貸付契約を行うに当たっては、別添１「資産賃貸借契約書」又は別添１の２「資産無償貸与契約書」を参照して、契約条項等必要な条件を付するものとし、貸付を希望する者（以下「借受人」という。）に様式１「申請書」を理事長あてに提出させなければならない。

（借受人の選定）
第７条　借受人の選定に当たっては、資力、信用、技能等を十分調査しなければならない。

（貸付期間）
第８条　貸付期間は、原則として１年以内とする。ただし、必要に応じて貸付期間を更新することを妨げない。
２　前項ただし書きにより、貸付期間を更新する場合は、様式２「貸付期間延長申請書」を理事長あてに提出させなければならない。
３　貸付契約期間を１年以内とすることが著しく実情にそぐわない場合は、その必要の程度に応じ別に定めるものとする。

（保険契約の締結）
第９条　資産の貸付において、必要に応じて借受人に研究所を受取人とする損害賠償保険契約等を締結させるものとする。

（貸付料の算定）
第１０条　資産の貸付料は、別添２「資産貸付料算定基準」に基づいて算定した額に消費税相当額（土地を除く。）を加えた額とする。

（貸付料の徴収）
第１１条　貸付料は貸付期間開始前に全額徴収を原則とし、支払方法を明らかにした請求書を発行し、指定した期日までに納付させなければならない。
２　前項に規定する貸付期間開始前に全額徴収することが、第７条に規定する借受人の選定において、研究所の保全が保証されると認められる場合は、貸付期間中に全額徴収若しくは分割徴収することができる。

（延滞金）
第１２条　前条第１項の規定により、指定した期日までに貸付料の納付がなされなかった場合

は、指定期日の翌日から研究所が受領した日までの日数に応じ、年８．２５％の割合で計算した金額を延滞金として徴収しなければならない。

（貸付資産の引渡）
第１３条　第２条又は第３条により、貸付資産の引渡しは理事長が指定する期日及び場所に置いて行うものとする。
２　借受人は、貸付資産の引渡しを証するため、様式３「受領書」を理事長あて提出しなければならない。

（貸付資産の返納）
第１４条　貸付資産の返納は、理事長が指定する期日及び場所において行うものとする。
２　前項の指定期日が貸付期間満了の日以後である場合は、貸付期間満了の日の翌日から指定期日までの期間については、善良な管理者の注意義務をもって管理を行い、貸付料は徴収しないものとする。

（費用の負担）
第１５条　貸付資産の引渡し及び返納に要する費用は、借受人の負担とする。

（報告等）
第１６条　理事長は、必要があると認めるときは、貸付使用状況について借受人に報告させ、又は使用場所に立ち入り調査をすることができる。
２　理事長は、借受人が貸付資産を減失又はき損したときは、遅滞なく減失又はき損の状況に関する様式４「減失（き損）報告書」を提出させ、必要な指示を与えなければならない。

（賠償責任）
第１７条　理事長は、前条第２項の場合において、減失又はき損が相手方の責めに帰すべき事由により発生したものであると認めるときは、借受人に減失又はき損した貸付資産を補てん若しくは修理させ、又は金銭をもってその損害を賠償させることができる。

（違約金）
第１８条　第１３条第１項又は第１９条の規定による指定日までに貸付資産を返納しないときは、当該指定期日の翌日から返納した日までの期間について、その期間の日数に応じ、貸付料の倍額に相当する金額を違約金として支払わなければならない。
　ただし、理事長が返納しないことについてやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

（賠償金等の徴収）
第１９条　第１７条の規定による賠償金及び前条の規定による違約金は、支払方法及び支払期限を明らかにした請求書を発行の上、徴収しなければならない。

（違反処分）
第２０条　理事長は、借受人が次の各号の一に該当するときは、資産の貸付契約を解除し、又は返納すべき期日及び場所を指定して貸付けた資産の返納を命ずることができる。
一　貸付料の納付が認められなかったとき
二　貸付資産を契約目的以外の用に供したとき
三　貸付資産を転貸したとき
四　貸付資産を善良な管理者の注意を持って保管しなかったとき
五　契約条項の規定する条件に違反したとき
六　この規程に基づく理事長の命令若しくは処分に違反したとき

（光熱水料等の徴収）
第２１条　理事長は、借受人が研究所内で使用した電気料、水道料、ガス料、電話料等を、徴収しなければならない。

２　理事長は、第２条第１項第十号、第十一及び第十二号により貸付を許可した場合は、使用許可資産において業務に従事する者から別添２「資産貸付料算定基準」に定める経費を徴収しなければならない。
３　前２項について、契約条件で別の定めをした場合は、この限りでない。

（原状回復等）
第２２条　借受人は、貸付期間が終了したときは、必ず指定した期日までに原状回復の上、当該財産を返還しなければならない。ただし、契約条件で別に定めた場合には、この限りでない。

（基準の特例）
第２３条　この規程によることが著しく不適当又は困難と認められる特別の事情があるときは、理事長の許可を得て、別に定めることができる。

（実験施設等の貸付）
第２４条　研究所が所有する研究用実験施設及び機器等を、研究所以外の者に貸付る場合については、別途「独立行政法人産業医学総合研究所実験施設等貸付要領」による。

附則
この規程は、平成１５年１月１７日から施行する。

別添　1

資産賃貸借契約書　（案）

平成　　年　　月　　日付けをもって申請のあった　　　　資産の貸付について、独立行政法人産業医学総合研究所理事長　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　（以下「乙」という。）とは下記の条項により貸付資産　　　　　の賃貸借に関する契約を締結する。

記

（貸付物件）
第１条　貸付をする物件は次のとおりである。
　資産の名称等
　所　　在
　区　　分
　数　　量
　使用部分　　別図のとおり

（指定する用途）
第２条　乙は、前記の物件を　　　　の用に供しなければならない。

（貸付期間）
第３条　貸付期間は、平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までとする。ただし、貸付の更新を受けようとするときは、貸付期間の満２ヶ月前までに、書面をもって甲に申請しなければならない。

（貸付料及び延滞金・違約金）
第４条　貸付料は、　　　　　円とし、甲の発する請求書により指定する方法で指定する期日までに納入しなければならない。
２　指定期日までに貸付料を支払わないときは、その翌日から甲が受領した日までの日数に応じ、年８．２５％の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。
３　乙は貸付期間が満了し、甲の指定期日までに当該資産を返納しないときは、その翌日から返納した期間の日数に応じ、貸付料の倍額に相当する金額を違約金として支払わなければならない。ただし、甲が返納しないことにやむを得ない事由があると認め、甲の承認を受けたときはこの限りでない。

（貸付料の算定）
第５条　甲は、経済情勢の変動等により特に必要があると認める場合は、貸付料を改定することができる。

（貸付資産の引渡及び返納）
第６条　貸付資産の引渡及び返納は、甲が指定する期日及び場所において行う。
（経費の負担等）
第７条　乙は、貸付された物件に付帯する電気、ガス、水道及び電話等の使用料金を負担しなければならない。ただし、甲が特に承認したときはこの限りでない。
２　貸し出した資産の引渡及び返納に要する費用は、乙の負担とする。

（物件保全義務等）
第８条　賃貸借物件は、甲の所有するその本来の用途又は目的を妨げない限度において貸付けるものであり、乙は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。
２　前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、すべて乙の負担とし、その費用は請求しないものとする。
３　乙は、甲の指示があった場合には、甲を受取人とする損害賠償保険等の契約を締結しなければならない。

（借り受け上の制限）
第９条　乙は、第３条の期間中、借り受けた物件を第２条に指定する用途以外に供してはならない。
２　乙は、借り受けた物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならなない。
３　乙は、借り受けた物件について修繕、模様替えその他の行為をするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって甲の承認を受けなければならない。

（契約の中断）
第１０条　甲が貸付資産を必要としたときは、当該契約を中断し甲の使用を優先するものとし、甲の使用により中断された期間については貸付期間を延長するものとする。

（契約の解約）
第１１条　甲又は乙は原則として１ヶ月前に文書によって相手方に通知することにより、この契約を解約することができる。
２　甲又は乙は、相手方がこの契約条項に正当な理由なくして違反したときには、文書によって相手方に通知することにより、この契約を解約することができる。
３　甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、本契約を解除し、乙は甲の指定した期日及び場所に速やかに返納しなければならない。
　一　貸付料の納付が認められなかったとき
　二　貸付を受けた資産を契約目的以外の用に供したとき
　三　貸付を受けた資産を転貸したとき
　四　貸付を受けた資産を善良な管理者の注意をもって保管しなかったとき
　五　契約条項の規定による条件に違反したとき

（原状回復）

第１２条　甲又は乙が契約を解約したとき、又は貸付期間が満了したときは、乙は、自己の負担で、甲の指定する期日までに借り受けた物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が特に承認したときは、この限りでない。
２　乙が原状回復の義務を履行しないときは、甲は、乙の負担においてこれを行うことができる。この場合乙は、何等の異議を申し立てることができない。

（損害賠償）
第１３条　乙がその責めに帰する事由により、貸し付けた物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による貸し付けた物件の損害額に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、前条の規定により貸し付けた物件を原状回復した場合は、この限りでない。
２　前項に掲げる場合のほか、乙は、本契約書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）
第１４条　第１０条に規定する契約の中断又は第１１条に規定する契約の解約が行われた場合においては、乙は、賃貸借物件に投じた維持保存等のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

（実地調査等）
第１５条　甲は、貸付けた物件について随時実地調査し、又は所用の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

（疑義の決定）
第１６条　本条件に関し、疑義のあるときその他貸し付けた物件の使用について疑義が生じたときは、すべて理事長の決するところによる。

（附則）
第１７条　この契約の効力は、平成　　年　　月　　日から発生するものとする。
上記契約の証として、本書２通を作成して、甲乙記名押印のうえ各１通を保管する。

平成　　年　　月　　日

甲　　神奈川県川崎市多摩区長尾６丁目２１番１号
独立行政法人産業医学総合研究所
理事長

乙

別添　１－２

資産無償賃貸借契約書

平成　　年　　月　　日付けをもって申請のあった　　　　資産の貸付について、独立行政法人産業医学総合研究所理事長　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　（以下「乙」という。）とは下記の条項により資産の無償貸借に関する契約を締結する。

記

（無償貸付物件）
第１条　無償貸付をする物件は次のとおりである。
　資産の名称等
　所　　在
　区　　分
　数　　量
　使用部分　　別図のとおり

（指定する用途）
第２条　乙は、前記の物件を　　　　の用に供しなければならない。

（無償貸付期間）
第３条　無償貸付期間は、平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までとする。ただし、無償貸付の更新を受けようとするときは、無償貸付期間の満２ヶ月前までに、書面をもって甲に申請しなければならない。

（無償貸付資産の引渡及び返納）
第４条　無償貸付資産の引渡及び返納は、甲が指定する期日及び場所において行う。

（経費の負担等）
第５条　乙は、無償貸付された物件に付帯する電気、ガス、水道及び電話等の使用料金を負担しなければならない。ただし、甲が特に承認したときは、この限りでない。
２　無償貸し出した資産の引渡及び返納に要する費用は、乙の負担とする。

（物件保全義務等）
第６条　無償賃貸借物件は、甲の所有するその本来の用途又は目的を妨げない限度において貸付けるものであり、乙は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。
２　前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、すべて乙の負担とし、その費用は請求しないものとする。
３　乙は、甲の指示があった場合には、甲を受取人とする損害賠償保険等の契約を締結しなけ

ればならない。

（借り受け上の制限）

第７条　乙は、第３条の期間中、借り受けた物件を第２条に指定する用途以外に供してはならない。

２　乙は、借り受けた物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならなない。

３　乙は、借り受けた物件について修繕、模様替えその他の行為をするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって甲の承認を受けなければならない。

（契約の中断）

第８条　甲が無償貸付資産を必要としたときは、当該契約を中断し甲の使用を優先するものとし、甲の使用により中断された期間については無償貸付期間を延長するものとする。

（契約の解約）

第９条　甲又は乙は原則として１ヶ月前に文書によって相手方に通知することにより、この無償貸付を解約することができる。

２　甲又は乙は、相手方がこの契約条項に正当な理由なくして違反したときには、文書によって相手方に通知することにより、この無償貸付を解約することができる。

３　甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、無償貸付を解除し、乙は甲の指定した期日及び場所に速やかに返納しなければならない。

一　無償貸付を受けた資産を契約目的以外の用に供したとき

二　無償貸付をうけた資産を転貸したとき

三　無償貸付を受けた資産を善良な管理者の注意をもって保管しなかったとき

四　契約条項の規定による条件に違反したとき

（原状回復）

第１０条　甲又は乙が無償貸付を解約したとき、又は無償貸付期間が満了したときは、乙は、自己の負担で、甲の指定する期日までに借り受けた物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が特に承認したときは、この限りでない。

２　乙が原状回復の義務を履行しないときは、甲は乙の負担においてこれを行うことができる。この場合、乙は何等の異議を申し立てることができない。

（損害賠償）

第１１条　乙がその責めに帰する事由により、無償で貸し付けた物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による無償で貸し付けた物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により無償で貸し付けた物件を原状回復した場合は、この限りでない。

２　前項に掲げる場合のほか、乙は、本契約書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第１２条　第８条に規定する契約の中断又は第９条に規定する契約の解約が行われた場合においては、乙は、賃貸借物件に投じた維持保存等のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

（実地調査等）

第１３条　甲は、貸付けた物件について随時実地調査し、又は所用の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

（疑義の決定）

第１４条　本条件に関し、疑義のあるときその他無償で貸付けた物件の使用について疑義が生じたときは、すべて理事長の決するところによる。

（附則）

第１７条　本契約の効力は、平成　　年　　月　　日から発生するものとする。

上記契約の証として、本書２通を作成して、甲乙記名押印のうえ各１通を保管する。

平成　　年　　月　　日

甲　　神奈川県川崎市多摩区長尾６丁目２１番１号
独立行政法人産業医学総合研究所
理事長

乙

様式　1

平成　　年　　月　　日

申　　請　　書

独立行政法人産業医学総合研究所
理事長　　　　　　　　　　　　殿

申請者所在地
氏　　　名　　　　　　　　　　　　印

標記の件について、貴所資産の貸付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　貸付を受けようとする、物件の所在及び名称、形式、数量

2　貸付希望期間　　　　平成　　年　　月　　日から
平成　　年　　月　　日まで

3　貸付を受けようとする物件の用途

4　使用場所

5　貸付を希望する理由

6　使用計画書（別紙のとおり。）

＜別紙＞

使　用　計　画　書

1　使用の目的及び内容

2　試験研究等の実施の経過及び今後の予定

3　貸付物件の使用計画

4　その他参考となるべき事項

様式　2

平成　　年　　月　　日

貸付期間延長申請書

独立行政法人産業医学総合研究所
理事長　　　　　　　　　　　　　殿

申請者所在地
氏　　　　名　　　　　　　　　　　　印

貴所から貸付を受けた資産について貸付期間の延長を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　貸付契約年月日及び契約番号

2　貸付を受けようとする物件の所在地、名称、形式及び数量

3　延長希望期間　　　　　　平成　　年　　月　　日から
　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日まで

4　延長を必要とする理由

様式　3

平成　　年　　月　　日

受　　領　　書

独立行政法人産業医学総合研究所
理事長　　　　　　　　　　　　　　殿

申請者所在地
氏　　　　名　　　　　　　　　　　　　印

貴所から貸付を受けた資産について、下記のとおり受領しました。

記

1　貸付契約年月日及び契約番号

2　貸付資産の名称、形式及び数量

3　その他参考となる事項

様式　4

平成　　年　　月　　日

滅失（き損）報告書

独立行政法人産業医学総合研究所
理事長　　　　　　　　　　　　　殿

申請者所在地
氏　　　　名　　　　　　　　　　印

貴所から貸付を受けた資産が滅失（き損）したので、下記のとおり報告します。

1　貸付契約年月日及び契約番号

2　滅失（き損）した物件の所在及び名称、形式、数量

3　滅失（き損）の日時

4　滅失（き損）の程度又は状況

5　滅失（き損）の原因となった事実の詳細

6　平素における管理の状況

7　滅失（き損）についてとった処置

8　その他参考となる事項

別添　２

「 資産貸付料算定基準 」

第１　土地の貸付料

貸付けようとする土地（占有面積）の基準価格に２．７５％を乗じて得た１日当たりの額に、さらに貸付期間（占有期間）を乗じて得た額とする。

評価鑑定時単価　×　変動率 × 貸付面積　＝　基準価格

基準価格　×　$\frac{２．７５}{１００}$　×　$\frac{貸付期間}{３６５日}$　＝　土地貸付料

２　評価鑑定時単価は、独立行政法人として政府より現物出資を受けた２００１年４月の評価鑑定額（１平方メートル当たりの更地としての土地単価　－　９８、０００円。)。

３　変動率は、２００１年から貸付けようとする前年の年までの相続税評価額（路線価）の変動率とする。ただし、使用許可期間の初日が９月１日以降であるものはその年の変動率を用いる。

例－２００２年１０月の場合は、当所周辺路線価の変動率を考慮した０．９３を乗じることとする。

４　２．７５％は、「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準」（平成１３年１２月７日付財理第４４５５号改正）の通達－別添３「使用料算定基準」の一時的使用料の場合、財務局長等（関東財務局）が設定した期待利回り。

５　土地に通常定着している構築物（門、囲障、舗装等）で、貸付料を徴収することが適当と認められるものについては、土地構築物の帳簿価格を土地の面積で除して得た額に貸付面積を乗じた額（財産台帳に登録された価格の一平方メートル当たり価格に当該実験に供する部分の面積を乗じて得た額）を、上記の基準価格に加算する。

第２　建物の貸付料

貸付けようとする建物と付帯構築物（建物に通常付設されている照明装置、暖房装置、

通信装置等を含む。）の帳簿価格を加算した額に１００分の８（固定資産税を交付することを要しない場合は、１００分の７とする。）を乗じて得た額を、３６５日に建物延べ面積を乗じた額で除して得た額を建物貸付単価とし、その単価に貸付面積及び貸付期間を乗じて得た額を建物の貸付料とする。

$$\text{帳簿価格（建物価格＋付帯構築物価格）} \times \frac{8}{100} \times \frac{1}{365 \times \text{建物延べ面積}}$$

＝　建物貸付単価／㎡・日

建物貸付単価　×　貸付面積　×　貸付期間　　＝　建物貸付料

なお、建物の貸付を行う場合は、次の算定により計算した建物に係る土地貸付料に、建物の貸付料の式を用いて得られた建物貸付料を加算した額とする。

$$\text{当該建物の建て面積に相当する土地の貸付料} \times \frac{\text{当該建物の貸付面積}}{\text{当該建物の延べ面積}} \times \frac{\text{貸付期間}}{365\text{日}} = \text{建物に係る土地貸付料}$$

２　１００分の８については、上記第１の４の「取扱の基準」通達（ただし、平成１２年１２月改正蔵理第４６１２号に基づく建物使用料の場合の率。）による。

第３　土地又は建物以外の貸付料（実験施設等の貸付）

実情に応じて貸付料を定めるものとする。

なお、実験施設、装置及び機器等の貸付を行う場合は、実験施設、装置及び機器等貸付料に貸付指導料を加算した金額を貸付料とする。

１　実験施設、装置及び機器貸付料

（１）実験施設、装置及び機器等の固定資産台帳価格に、３６５日で除して得た額を実験施設、装置及び機器等の貸付単価とし、その単価に貸付期間を乗じて得た額。

（２）その実験施設、装置及び機器等が、土地又は建物に定着している場合は、定着している部分の面積に相当する土地、建物の貸付料（上記の「第１及び第２の該当する式」を用いる。）を加算する。

（３）帳簿価格は、原価法による積算価格（再調達原価－減価修正額）を算出する。減価修正額は、「耐用年数による方法」の「定額法」を用いて算出することとし、この適用に当たっては、財務省「減価償却資産の耐用年数に関する省令」によることとする。

$$\frac{\text{実験施設、装置及び機器等の固定資産台帳価格}}{\text{３６５日}} = \text{実験施設、装置及び機器等単価}$$

実験施設、装置及び貸付単価　×　貸付期間　＝　実験施設、装置及び機器等貸付料

２　貸付指導料

実験施設、装置及び機器貸付に当たっては、実験施設等の円滑な使用を図る上から、施設等担当職員の１日当たりの人件費に、指導に要する日数（貸付を実施するまでの間）を乗じた額を貸付指導料として加算する。

なお、指導職員の技術的経験等を勘案し、次の金額区分とする。

$$\text{１日当たりの人件費} = \frac{\text{年間総所得額}}{\text{２４０日}}$$

区分	指導担当職員	１日当たりの価格（円）
A	部　　長　（５級）	５８，８００円
B	主任研究官（４級）	４１，６００円
C	主任研究官（３級）	３５，６００円
D	研　究　員（２級）	２７，１００円

第４　光熱水料の算定

実験施設等又は建物の貸付をする場合、必要となる電気、ガス、水道料の算定は、貸付申請があった年度の前年度における各総支給額を年間稼働日数（２４０日とする。）で除した金額に、当研究所の建物総面積（１５，３４７㎡）に対し当該貸付に要する部屋面積の割合率を考慮した１日当たりの料金を算定し、これに当該貸付期間（日数）を乗じた額を各所要額とする。

１　電気料

$$\text{１日当たりの電気料} = \frac{\text{前年電気料総支払額}}{\text{２４０日}} \times \frac{\text{当該部屋面積}}{\text{建物総面積（１５，３４７㎡）}}$$

電気料 ＝ １日当たりの電気料 × 貸与（供用）日数

２　ガス料

$$１日当たりのガス料 = \frac{前年ガス料総支払額}{２４０日} \times \frac{当該部屋面積}{建物総面積（１５，３４７㎡）}$$

ガス料 ＝ １日当たりのガス料 × 貸与（供用）日数

３　水道料

$$１日当たりの水道料 = \frac{前年水道料総支払額}{２４０日} \times \frac{当該部屋面積}{建物総面積（１５，３４７㎡）}$$

水道料 ＝ １日当たりの水道料 × 貸与（供用）日数

第５　本算定基準の特例

本算定基準により貸付料を算定することが著しく実情にそぐわないと認められる場合や、僅少な貸付料の場合は、本算定基準によらずに、社会性、公共性の観点から推量される貸付料金を定め、これにより貸付料とすることができることとする。

（例）　自動販売機設置料金
公衆電話設置料金
ATM（現金自動受払機）設置料金

第６　その他

貸付料の計算を行うに当たり、出資を受けた財産については資産評価額をもって貸付料を計算する。また、追加出資又は自主営繕で建築した建物財産は追加出資を受けた資産評価額、又は自主営繕で完成した時点の資産評価をもって貸付料を計算する。

附則

この算定基準は、平成１５年　１月１７日から適用する。

独立行政法人産業医学総合研究所実験施設等貸付要領

（総則）

第１条　独立行政法人産業医学総合研究所（以下「研究所」という。）が所有する研究用実験施設及び機器（以下「実験施設等」という。）等を、外部機関に貸付けることについては、この要領の定めるところによる。

（貸付対象機関）

第２条　貸付対象機関は、国の機関、地方自治体、大学、公益法人（財団、社団）及び民間企業の研究機関とする。ただし、独立行政法人産業医学総合研究所理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けた場合は、その限りでない。

（貸付の要件）

第３条　研究所は、以下の要件を満たす場合に限り、外部機関に対し実験施設等を貸付けることができる。

一　外部機関に実験施設等を貸付けることにより、国民生活又は国民の利益に支障が生じるおそれがないと認められる場合

二　研究所の研究業務の遂行に支障をきたすおそれがない場合

三　第６条に規定する貸付料を、外部機関が支払うことを約する場合

（貸付の承認）

第４条　研究所は、実験施設等の貸付を希望する者より「実験施設等借受申込書」の提出を受けた場合、当該申請書に基づき実験施設等の貸付について受託研究審査委員会で審査し、理事長が決定する。

（契約書の締結）

第５条　研究所は、実験施設等の貸付に当たって、実験施設等の貸付を受ける者（以下「借受人」という。）と、次の事項について規定する契約書を締結するものとする。

一　借受人は、貸付を受けた実験施設等（以下「借受施設」という。）の引渡し及び返納に要する費用並びに貸付に伴い必要を生じた一切の費用を負担しなければならないこと

二　借受人は、借受施設を転貸し又は担保に供してはならないこと

三　借受人は、借受施設を貸付を受けた用途以外に供してはならないこと

四　借受人は、借受施設を亡失し又はき損した場合は、速やかに研究所に対しその事実及び理由について詳細な報告書を提出し、研究所の指示に従うこと

五　借受人の責めに帰すべき事由により借受施設を亡失又はき損したときは、借受人において補填し、修理し又はその損害額を金銭で弁償すること

六　借受人は、天災、その他の不可抗力によって実験施設等に損害を与えたとき、借受人の責めによらない故障等により借受人の実験に支障をきたしたときは、その扱いについて研

究所と協議すること

七　借受人は、緊急時その他やむを得ない事情により、研究所において実験施設等が必要になり、研究所が理由を明らかにし貸付を中止するときは、速やかにこれに対応すること

八　借受人は、借受施設の取扱説明書を熟読し、正しい運転操作と細心の注意を払って借受施設を使用しなければならないこと

九　借受人は、借受施設を使用するときは、当該施設に関する十分な知識と技術力を有する技術者を配置しなければならないこと

十　借受人は、安全管理において労働安全衛生法等の関係法令を遵守しなければならないこと

十一　借受人は、借受施設を受取又は返納するときは、所定の機能、性能等の保持に関して研究所の確認を受けなければならないこと

十二　その他、貸付の契約に関して必要な事項

（貸付料）

第６条　研究所は、次に掲げる費用をもって実験施設等を貸し付けるものとする。

一　実験施設等の貸付料

二　貸付指導料

三　土地の貸付料

四　建物の貸付料

五　光熱水料

２　前項に掲げる費用は、別途定める「資産貸付料算定基準」によるものとする。

附則

この要項は、平成１５年　１月１７日から適用する。

様式　１

平成　　　年　　月　　日

実験施設等借受申請書

独立行政法人産業医学総合研究所
理事長　　　　　　　　　　　　　殿

申請者所在地
氏　　　　名　　　　　　　　　　　　　　印

標記の件について、貴所実験施設等の貸付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　貸付を受けようとする、実験施設等の所在及び名称、形式、数量

２　貸付希望期間　　　　　　平成　　　年　　月　　日から
　　　　　　　　　　　　　　平成　　　年　　月　　日まで

３　貸付を受けようとする実験施設等の用途

４　使用場所

５　貸付を希望する理由

６　使用計画書（別紙のとおり。）

実験施設等借受契約書

　平成　　年　　月　　日付けをもって申請のあった実験施設　　　　　　　　　　の貸付について、独立行政法人産業医学総合研究所理事長　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは下記の条項により貸付に関する契約を締結する。

記

（貸付実験施設等）
第１条　貸付をする物件は次のとおりである。
　所　　在
　区　　分
　数　　量
　使用部分　　別図のとおり

（指定する用途）
第２条　乙は、前記の実験施設等を　　　　　　　　の用に供しなければならない。

（貸付期間）
第３条　貸付期間は、平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までとする。ただし、貸付の更新を受けようとするときは、貸付期間の満２ヶ月前までに、書面をもって甲に申請しなければならない。

（貸付料及び延滞金・違約金）
第４条　貸付料は、　　　　　　　円とし、甲の発する請求書により指定する方法で指定する期日までに納入しなければならない。
２　指定期日までに貸付料を支払わないときは、その翌日から甲が受領した日までの日数に応じ、年８．２５％の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。
３　乙は貸付期間が満了し、甲の指定期日までに当該資産を返納しないときは、その翌日から返納した期間の日数に応じ、貸付料の倍額に相当する金額を違約金として支払わなければならない。ただし、甲が返納しないことにやむを得ない事由があると認め、甲の承認を受けたときはこの限りでない。

（使用量の改定）
第５条　甲は、経済情勢の変動等により特に必要があると認める場合は、貸付料を改定することができる。

（実験施設等の引渡及び返納）
第６条　貸付資産の引渡及び返納は、甲が指定する期日及び場所において行う。
（経費の負担等）
第７条　乙は、実験施設の貸付料、建物の貸付料、土地の貸付料、工作物の貸付料とともに、貸付された物件に付帯する電気、ガス、水道及び電話等の使用料金を負担しなければならない。また、貸し出した資産の引渡及び返納に要する費用は、乙の負担とする。

（保全義務等）
第８条　賃貸借物件は、甲の所有するその本来の用途又は目的を妨げない限度において貸付けるものであり、乙は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。
２　前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、すべて乙の負担とし、その費用は請求しないものとする。
３　乙は、甲の指示があった場合には、甲を受取人とする損害賠償保険等の契約を締結しなければならない。

（借受上の制限）
第９条　乙は、第３条の期間中、借り受けた物件を第２条に指定する用途以外に供してはならない。
２　乙は、借り受けた物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならなない。
３　乙は、借り受けた物件について修繕、模様替えその他の行為をするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって甲の承認を受けなければならない。

（契約の中断）
第１０条　甲が貸付資産を必要としたときは、当該契約を中断し甲の使用を優先するものとし、甲の使用により中断された期間については貸付期間を延長するものとする。

（契約の解約）
第１１条　甲又は乙は、原則として１ヶ月前に文書よって相手方に通知することにより、この契約を解約することができる。
２　甲又は乙は、相手方がこの契約条項に正当な理由なくして違反したときには、文書によって相手方に通知することにより、この契約を解約することができる。
３　甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、本契約を解除し、乙は甲の指定した期日及び場所に速やかに返納しなければならない。
一　貸付料の返納が認められなかったとき
二　貸付を受けた資産を契約目的以外の用に供したとき
三　貸付を受けた資産を転貸したとき
四　貸付を受けた資産を善良な管理者の注意をもって保管しなかったとき
五　契約条項の規定による条件に違反したとき

（原状回復）
第１２条　甲又は乙が契約を解約したとき、又は貸付期間が満了したときは、乙は、自己の負担で、甲の指定する期日までに借り受けた物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が特に承認したときは、この限りでない。
２　乙が原状回復の義務を履行しないときは、甲は、乙の負担においてこれを行うことができる。この場合は、何等の異議を申し立てることができない。

（損害賠償）
第１３条　甲は、乙がその責めに帰する事由により、貸し付けた物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による貸し付けた物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により貸し付けた物件を原状回復した場合は、この限りではない。
２　前項に掲げる場合のほか、乙は、本契約書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）
第１４条　第１１条に規定する契約の解約又は変更が行われた場合においては、乙は、賃貸借物件に投じた維持保存等のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

（実地調査等）
第１５条　甲は、貸付けた物件について随時に実地調査し、又は所用の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

（疑義の決定）
第１６条　本条件に関し、疑義のあるときその他貸し付けた物件の使用について疑義が生じたときは、すべて理事長の決するところによる。

（附則）
第１７条　この契約の効力は、平成　　年　　月　　日から発生するものとする。
上記契約の証として、本書２通を作成して、甲乙記名押印のうえ各１通を保管する。

平成　　年　　月　　日

甲　　神奈川県川崎市多摩区長尾６丁目２１番１号
独立行政法人産業医学総合研究所
理事長

乙